

議案第 6 1 号

新座市印鑑条例の一部を改正する条例

新座市印鑑条例（昭和 5 2 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（印鑑登録証明の申請） 第 1 7 条　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この項において「利用者証明用電子証明書」という。）が記録されたものに限る。第 1 9 条第 1 号において同じ。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。第 1 9 条第 2 号において同じ。）</u>）又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。第 1 9 条第 3 号において同じ。）を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請することができる。</u> 第 1 8 条　削除	（印鑑登録証明の申請） 第 1 7 条　〔略〕 （印鑑登録証明の制限） 第 1 8 条　市長は、<u>前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</u>

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)
第19条 第17条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)で次の各号のいずれかに該当するものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 特定在留カード

(3) 特定特別永住者証明書

(4) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)
第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)で次に掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

(2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

印鑑登録証明書の申請の際に個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示する方法を加え、及びキオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受ける方法に特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用方法を加えるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。